

証券コード 2667
2025年12月8日
(電子提供措置の開始日2025年12月1日)

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目6番3号

株式会社 イメージワン

代表取締役社長 川 倉 歩

第42回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第42回定時株主総会招集ご通知」及び「第42回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.imageone.co.jp/ir/>

（上記のウェブサイトにアクセスいただきご確認ください。）

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスいただき、

当社名「イメージワン」又は証券コード「2667」を入力・検索し、「基本情報」、「総覧書類／P R情報」を順に選択の上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。）

なお、当日のご出席に代えて、「議決権行使についてのご案内」（3ページ）のとおり、書面（郵送）又はインターネットによって議決権行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」（34頁～43頁）をご検討の上、2025年12月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年12月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区大崎 1-11-1
ゲートシティ大崎 ゲートシティホール ルームA
3. 目的事項 報告事項 第42期（2024年10月1日から2025年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第6号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬制度導入の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、議決権行使書用紙、代理権を証明する書面に押印された印鑑証明書又はパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様ご本人を確認できる資料とともに代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
1. 当日ご出席の際には、同封の議決権行使書用紙をご持参の上会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
3. 本総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
4. 株主総会会場内での写真撮影・録画・録音については、禁止とさせていただいておりますので、ご協力いただきますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年12月23日（火曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙に議案に対する
賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2025年12月22日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否を
ご入力ください。

行使期限

2025年12月22日（月曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案、第2号議案、
第3号議案、第6号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第4号議案、第5号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 議決権の行使期限は、2025年12月22日（月曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコン等のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



* 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

* QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

*パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）（受付時間 9:00～21:00）

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031（受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く）

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
※操作画面はイメージです。

事業報告 (2024年10月1日から2025年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

① 全般の概況

当事業年度における我が国経済は、社会活動の正常化が進む中、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の拡大などで景気は緩やかに回復しております。一方、米中貿易摩擦の再燃や中東・ウクライナ情勢といった地政学的リスクが高まっており、為替市場では円安が高水準で推移するなど、企業活動への影響が懸念されます。

当社を取り巻く事業環境といたしましては、主要事業であるヘルスケアソリューション事業において、内閣府や厚生労働省が主導する医療DX推進の取り組みにより、医療分野のデジタル化が加速しています。電子カルテの標準化や医療情報の共有基盤整備、AIを活用した診療支援などが進展し、医療情報システムは医療の質向上と業務効率化を支える中核的な存在となっています。一方で、サイバー攻撃の高度化により、医療機関の情報資産を保護するセキュリティ対策の強化も喫緊の課題です。こうした環境の中で、当社が取り扱う医療情報システムは、安全で効率的な医療提供を支える基盤として、医療現場におけるデジタル化の進展とともに、その重要性を一層高めています。

地球環境ソリューション事業においては、COP26が終了した2021年11月時点で、154カ国・1地域が、2050年等の年限を区切ったカーボンニュートラルの実現を表明しており、日本国内でも2050年までに温暖化ガスの排出量を全体として実質ゼロにする政府目標が示されております。また、2023年11月に開催されたCOP28において、パリ協定の目標達成に向け、「化石燃料からの脱却」という文言及び「原子力3倍宣言」がCOP史上初めて成果文書に記載されており、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素エネルギー源の一つとして原子力エネルギーが重要な役割を担うという認識も高まっており、2025年2月には、資源エネルギー庁が策定した「第7次エネルギー基本計画」においても、原子力の安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していくことが示されています。こうした環境下において、当社が手掛けるエネルギー分野への重要性は増しており、当社では、地域及び地球に優しい持続可能な環境配慮型事業創出に注力しております。原子力産業関連分野においては、日本政府は国際原子力機関（以下、「IAEA」）からの提言を受けて福島第一原子力発電所で貯蔵されているALPS処理水をこれまで15回にわたって海洋放出しておりますが、廃炉作業は事故から30~40年の長期にわたる見通しとされております。そのため、当社も創イノベーション株式会社（以下、「創イノベーション」）及び慶應義塾大学理工学部大村研究室と共同で研究しておりますトリチウム分離除去技術を、関係団体とともに実用化に向けて引き続き進めてまいります。ESG分野においては、2024年1月16日付「(開示事項の経過) 第三者

委員会の調査報告書公表に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、第三者委員会から受領した調査報告書において、再生EVバッテリーを事業用ポータルバッテリーとしてリユースレンタルする環境配慮型の事業に関する取引（以下、「本蓄電池取引」）の実在性に関する指摘を踏まえ、本蓄電池取引を行わない方針のもと各社との契約の見直しを行っており、一部の顧客との間で締結した契約について解除を進めております。GEOソリューション分野におきましては、測量・建築業界のDX化の進展を背景として、三次元画像処理ソフトウェア、クラウド方式の三次元画像処理サービスの需要は引き続き堅調に推移しております。

当事業年度における当社の業績は、売上高866,599千円（前年同期比44.6%減）、営業損失410,383千円（前年同期は844,815千円の損失）、経常損失447,838千円（前年同期は865,765千円の損失）、当期純損失559,333千円（前年同期は889,625千円の損失）となりました。

② セグメント別の状況

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業の当事業年度業績は、売上高657,551千円（前期比36.5%増）、セグメント損失63,220千円（前期はセグメント損失444,236千円）となりました。

当セグメントの業況といたしましては、メディカルシステム分野を中心とした展開を行っており、電子カルテシステムに付随する部門システムの大型案件の納品が完了したことやPACSの受注、保守案件の継続受注により前期と比べ、売上高は增收しました。利益については、人員配置の見直しや外注費の削減に努め前期と比べ改善はみられました。しかしながら、システム分野において高粗利の案件獲得に至らなかったことに加え、2023年11月に取得し約2年にわたり販売活動を行ってきた移動型医療ソリューション「Medical-ConneX」について、販売先の獲得に至らず、損失での着地となりました。

メディカルシステム分野においては、PACS（医療用画像管理システム）、電子カルテ、RIS（放射線科情報システム）、統合viewer・医療用文書スキャンシステム等を継続販売しております。医療機関のDX化が注目を集め、統合viewerは一画面で患者様の情報が俯瞰できるため情報を探す手間が省けることで、業務効率が向上し、医療従事者の働き方改革にも貢献するシステムとなります。

新規の売上高及び利益の増加を目指し、革新的な医療経営管理システム「ONE Viewer」及び支払代行サービス「ONE Payment」の販売を開始しておりますが、市場への浸透に時間を要しており、当期における収益への貢献は限定的にとどまっております。一方で、医療機関における人件費、食材費の高騰や人員不足といった喫緊の課題に対し、給食部門の経営支援を目的とした

「冷凍おかげキット」の販売を開始しました。また、胸部X線、脳MRI、大腸内視鏡などの医療画像をAIが解析し、医師の診断精度の向上と診断効率の向上を強力に支援する医用画像診断AI「EIRLシリーズ」の販売も開始しております。さらに、医療機関の堅牢な情報セキュリティ環境の構築に貢献すべく、セキュリティソリューションの提供の強化を推進しております。今後は、既存事業との連携強化や戦略的な事業提携を通じて、早期の事業基盤確立と収益化を目指してまいります。

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業の当事業年度業績は、売上高209,048千円（前期比80.7%減）、セグメント損失14,102千円（前期はセグメント損失18,839千円）となりました。

当セグメントの業況といたしましては、GEOソリューション分野、エネルギー一分野、原子力産業関連分野を中心とした展開を行っておりますが、売上高と利益において、GEOソリューション分野が引き続き大きく貢献しました。

GEOソリューション分野においては、当社が販売するPix4D社製の三次元画像処理ソフトウェア「PIX4Dmapper」「PIX4Dmatic」、クラウド方式の三次元画像処理サービス「PIX4Dcloud」、スマートフォンやタブレット端末を用いた計測ツール「PIX4Dcatch RTK」の受注が引き続き堅調に推移し、一定の利益も確保できている状況にあります。また、従来の取引先である測量・建築業界のみならず、土地家屋調査、文化財発掘調査といった新たな市場の開拓が進んでおります。

エネルギー分野においては、再生可能エネルギー市場の動向に注視しつつ、太陽光発電所等のセカンダリーマーケットにおいて売買活動を行っておりますが、当事業年度では、太陽光発電所の大型売却案件が発生しなかったため、売上高と利益ともに前期を下回りました。

原子力産業関連分野のトリチウム分離技術においては、創イノベーション及び慶應義塾大学理工学部大村研究室との共同研究で得られた内容を、電力会社との間で質疑応答を重ねながら、実証に向けて進めております。IAEAから、高い耐放射線性能と小型・軽量・省エネの特長を持つマッハコーポレーション株式会社（以下、「マッハコーポレーション」）製の耐放射線CMOSセンサーカメラ2台の発注を受け、1台は前事業年度に耐久サンプルとして納品を完了しておりましたが、改良を加えた2台目もカラー版として、納品を完了いたしました。また、短時間で微量のトリチウムを測定することが可能な連続計測器は、一般社団法人新生福島先端技術振興機構（以下、「新生福島先端技術振興機構」）との共同事業において、更なる計測時間の短縮に成功し、国際的な需要も見据えて、引き続きより精度の高い計測技術の確立と販売活動に取り組んでまいります。

③ 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は12百万円で、主な内訳は、ヘルスケアソリューション事業のソフトウェア10百万円であります。

④ 資金調達の状況

当社は2025年7月17日開催の取締役会において決議いたしました、abc株式会社への第三者割当による新株式を2025年8月4日に2,232,100株発行し、499,990千円の資金調達を行いました。

(2) 課題と翌期（第43期：2026年9月期）の事業計画

（対処すべき課題）

1) 安定的な収益力の向上

① 新規事業の安定的な収益基盤の構築

当社のヘルスケアソリューション事業では、2024年10月より医療経営管理システム『ONE Viewer』と支払代行サービス『ONE Payment』の販売を開始しました。『ONE Viewer』は、経営データを一元化し、レセプト請求ファイルや財務情報の収集・分析を行い、結果の可視化を可能とする医療機関経営者の迅速かつ的確な意思決定を支援するシステムで、国内初の医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。このシステムにより医療機関への導入が見込まれ、当社の安定収益の確保に寄与するものと考えております。また、『ONE Payment』は、医療機関を顧客とする卸売企業に対しては売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関に対しては資金の確保を提供する支払代行サービスとなり、医療機関がこのサービスを利用することにより医療機関を顧客とする卸売企業と医療機関の双方にとって経営の安定化が期待されるとともに当社の収益力向上にも寄与する事業であります。これらの新規事業を早期に収益基盤とするべく営業活動に取り組んでおります。

また、地球環境ソリューション事業では、当社と販売代理店契約を締結しているマッハコーポレーション製の耐放射線カメラをIAEAに対して販売しておりますが、IAEAから耐久テストの合格が得られれば、販売台数を大幅に増大させることが期待されるため準備を進めており、売上拡大に向けて取り組んでおります。

一方で当社と独占販売代理店契約を締結している新生福島先端技術振興機構のトリチウム連続計測器の実証化に向けて、放射線管理や環境保護のニーズに応え持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

② 既存事業の収益力の向上

当社の地球環境ソリューション事業のGEOソリューション分野において、幅広い分野のDX化による活用事例が増加をしていることから、従来の取

引先である測量・建築業界のみならず、土地家屋調査士、文化財発掘調査等の新たな用途を創造し、既存製品のみならず、独創的で新規性のある商品やサービス事業の新規取り扱いなどを含め、市場の開拓・拡大の推進により、収益力の向上に取り組んでおります。

③ 不採算事業の選別、事業性の判断

当社の既存事業のうち、将来の事業進捗等を鑑みて、手元資金も考慮した検証と見直しを行っており、現在の経営資源の選択と集中を図るため、収益を生み出すまでの事業に至っていないと判断されるものについては、撤退や事業売却も視野に入れて検討を進めてまいります。

2) 健全な財務基盤の構築

① 積極的な資金調達

当社において保有している在庫商品の販売により一定の資金確保を見込んでいるものの、更なる事業の発展を実施すべくエクイティファイナンスによる資金調達及びデッドファイナンスにおいても視野に入れて、幅広い資金調達の準備、対応を進めております。

② 販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減

当社は、経営効率の向上を目的として、顧問契約、業務委託契約等の各種契約について必要に応じた見直しを進めるとともに、経費の効率化に継続して取り組んでまいります。

③ 管理体制の確固たる強化

当社は、当社の元代表取締役と元取締役の2名が在任中に、当社子会社における新規事業参入にあたって第三者に不正に金品を供与したと疑われる行為があつたこと及びこれに関連する不正な行為を行った疑いがあることから、正確な事実関係の把握のために外部専門家から構成される第三者委員会を設置し、調査を実施いたしました。その調査期間中に当社取引先から通知された内容を踏まえ委嘱業務を追加し、更なる調査を進めました。その追加調査の結果、当社の元代表取締役が在任中に不適切な金銭授受及び利益相反取引規制を潜脱するような行為や、売上の計上に関する不適切な会計処理等の事実が判明し、2024年1月31日に過年度の有価証券報告書を訂正しております。

さらに、これらの事案に関連し、2025年3月には証券取引等監視委員会より当社の過年度有価証券報告書等の記載に係る課徴金納付命令の勧告が行われ、当社はこの内容を真摯に受け止め、金融庁からの正式な命令に基づき適切に対応するとともに、課徴金相当額を特別損失として計上しております。これを契機として、開示体制・会計管理体制の更なる強化を図るとともに、再発防止策を徹底しております。

このような背景から当社は、コンプライアンスを含めた上場企業としての社会的責任を果たすため、管理体制の大幅な見直し・強化を推進しております。2024年10月には株式会社東京証券取引所へ改善状況報告書を提出しており、今後も健全な財務基盤の構築と持続的な企業価値向上に向けて、管理体制の一層の強化に取り組んでまいります。

(翌期の事業計画)

ヘルスケアソリューション事業

ヘルスケアソリューション事業は、メディカルシステム分野を主軸に今後も展開してまいります。また、「ONE Viewer」及び「ONE Payment」の拡販も継続推進してまいります。

メディカルシステム分野では、引き続き既存顧客の保守・販売展開を進めてまいります。主力である『PACS』（医療用画像管理システム）及び電子カルテなどのメディカルシステム開発及び販売に加えて、RIS（放射線科情報システム）、統合viewer・医療用文書スキャンシステムを継続販売してまいります。医療DXへの新たな貢献として、胸部X線、脳MRIなどの医療画像をAIが解析し、医師の診断精度と診断効率の向上を強力に支援する医用画像診断AI「EIRLシリーズ」の販売を本格化し、医療機関の高度化を支援いたします。セキュリティ対策への取り組みとして、当社PACSに対して定期的にアクセスログを監視・分析を行い、不正な動作を検知するシステム提供を開始いたしました。さらに、ゼロトラスト型エンドポイントセキュリティ製品「APPGuard」の提案を強化し、ランサムウェア等の未知の脅威に対する強固な防御を実現することで、医療機関の事業継続性を支援いたします。

「ONE Viewer」は、当社ホームページに特設サイトを開設し、既存顧客のみならず新規顧客にも積極的に提案を行っております。サブスクリプション形式にすることや3ヶ月の無料トライアルを提供することで、導入のハードルを下げ、顧客がシステムの効果を実感できる環境を整えております。特設サイトでは詳細な製品情報や導入事例も紹介し、問い合わせには迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築しております。

また、シーメンスヘルスケア株式会社との業務提携により開始した、CT装置と生化学・免疫装置を同時搭載した移動型医療ソリューション（Advanced Mobility Solution）「Medical-ConneX（メディカル・コネクス）（シーメンスヘルスケア株式会社登録商標）」の販売も継続推進し、災害医療、離島僻地医療等の社会課題解決を目指してまいります。

地球環境ソリューション事業

地球環境ソリューション事業につきましては、GEOソリューション分野、エネルギー分野、原子力産業関連分野を主軸に今後も展開してまいります。GEOソリューション分野については、建設・土木・測量分野で多くの導入実績のあるPix4D社製ソフトウェア『PIX4Dmapper』は堅調な販売実績となっております。また、同社の次世代の画像処理ソフトウェア『PIX4Dmatic』と、スマートフォンやタブレット端末を用いたモバイル計測ソリューション『PIX4Dcatch RTK』が、国土交通省の新技術情報提供システム（NETIS）に登録されており、導入実績が増加をしていることや、幅広い分野のDX化による活用事例が増加をしていることから、従来の取引先である測量・建築業界のみならず、土地家屋調査士、文化財発掘調査等の新たな用途を創造し、市場の開拓・拡大の推進により、今後も更なる導入が期待され、既存製品のみならず就労人口の減少に向けた業務の省力化・DX化に関連した独創的で新規性のある商品やサービス事業の取り扱いなどを含め、引き続き事業を拡大してまいります。エネルギー分野は、再生可能エネルギーに対する太陽光発電所等のセカンダリーマーケットでの売買活動を今期も推進していく他、蓄電所関連市場への新規進出を検討してまいります。原子力関連分野のトリチウム分離技術においては、創イノベーション及び慶應義塾大学理工学部大村研究室と共同で研究を進めている技術を普及させることにより、福島第一原子力発電所のALPS処理水だけではなく、世界の重水炉等で大量に発生するトリチウムの回収と再利用を目指してまいります。

また、高い耐放射線性能と小型・軽量・省エネの特長を持つマッハコーポレーション製の耐放射線カメラと、トリチウム等の連続計測器も、国内外に提供してまいります。トリチウム分離技術、耐放射線カメラ、トリチウム連続計測器等の原子力産業関連技術製品の販売を推進し、原子力関連及び海外事業の拡大を今後も進めてまいります。

(3) 財産及び損益の状況

区分	第39期 (2021.10.1 ~ 2022.9.30)	第40期 (2022.10.1 ~ 2023.9.30)	第41期 (2023.10.1 ~ 2024.9.30)	第42期 (当事業年度) (2024.10.1 ~ 2025.9.30)
売上高(百万円)	3,301	2,969	1,563	866
経常損失(△)(百万円)	△319	△689	△865	△447
当期純損失(△)(百万円)	△482	△659	△889	△559
1株当たり当期純損失(△)	△47円09銭	△61円43銭	△82円92銭	△50円46銭
総資産(百万円)	3,064	2,667	1,569	1,392
純資産(百万円)	2,307	1,648	735	717

(注) 過年度において不適切な会計処理が行われていたことが判明したため、第39期及び第40期の当社の財産及び損益の状況は訂正後の決算数値を記載しております。

(4) 主要な事業内容

(ヘルスケアソリューション事業)

- ・医療画像保管・配信・表示システム「PACS」の開発・販売
- ・放射線部門情報システムの開発・販売
- ・病院内医療画像ネットワークシステムの開発・販売
- ・クラウド型オーダリング電子カルテの販売
- ・核医学検査の線量管理システム「onti」の販売
- ・統合viewer・医用文書スキャンシステムの販売
- ・検査用備品・医療用消耗品の販売
- ・医療経営管理システム「ONE Viewer」、支払代行サービス「ONE Payment」の開発・販売

(地球環境ソリューション事業)

- ・スマートフォンやタブレット端末を用いた計測ツールの販売・計測サービスの提供
- ・携帯型分光放射計の輸入販売・計測サービスの提供
- ・Pix4D社製（3D処理ソフトウェア&ハードウェア）の販売・計測サービスの提供
- ・再生可能エネルギー事業の企画、開発、販売、施工及びこれらに付帯する事業のコンサルティング業務
- ・耐放射線カメラの販売

(5) 主要な事業所

名 称	所在地
本社	東京都品川区
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区
大阪営業所	大阪府大阪市淀川区
九州営業所	福岡県福岡市博多区

(6) 従業員の状況（2025年9月30日現在）

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
42名	1名減	42.8歳	5.5年

(7) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	6,160千円

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、2019年9月期以降、継続して営業損失を計上しております。前事業年度には、営業損失844,815千円、当期純損失889,625千円を計上し、当事業年度においても、引き続き営業損失410,383千円、当期純損失559,333千円を計上する結果となりました。このような状況により継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる事象や状況が存在していると認識しております。当該状況を解消又は改善するべく、当社は、以下の対応策を実行することにより、安定的な収益力の向上及び健全な財務基盤を構築に取り組んでおります。

1. 安定的な収益力の向上

① 新規事業の安定的な収益基盤の構築

当社のヘルスケアソリューション事業では、2024年10月より医療経営管理システム『ONE Viewer』と支払代行サービス『ONE Payment』の販売を開始しました。『ONE Viewer』は、経営データを一元化し、レ

セプト請求ファイルや財務情報の収集・分析を行い、結果の可視化を可能とする医療機関経営者の迅速かつ的確な意思決定を支援するシステムで、国内初の医療経営のための「セキュアクラウドシステム」です。このシステムにより医療機関への導入が見込まれ、当社の安定収益の確保に寄与するものと考えております。

また、『ONE Payment』は、医療機関を顧客とする卸売企業に対しては売掛債権の早期回収と未回収リスクのゼロ化が図れ、医療機関に対しては資金の確保を提供する支払代行サービスとなり、医療機関がこのサービスを利用することにより医療機関を顧客とする卸売企業と医療機関の双方にとって経営の安定化が期待されるとともに当社の収益力向上にも寄与する事業であります。これらの新規事業を早期に収益基盤とするべく営業活動に取り組んでおります。

また、地球環境ソリューション事業では、当社と販売代理店契約を締結しているマッハコーポレーション製の耐放射線カメラをIAEAに対して販売しておりますが、IAEAから耐久テストの合格が得られれば、販売台数を大幅に増大させることが期待されるため準備を進めており、売上拡大に向けて取り組んでおります。

一方で当社と独占販売代理店契約を締結している新生福島先端技術振興機構のトリチウム連続計測器の実証化に向けて、放射線管理や環境保護のニーズに応え持続可能な社会の実現に取り組んでおります。

② 既存事業の収益力の向上

当社の地球環境ソリューション事業のGEOソリューション分野において、幅広い分野のDX化による活用事例が増加をしていることから、従来の取引先である測量・建築業界のみならず、土地家屋調査士、文化財発掘調査等の新たな用途を創造し、既存製品のみならず、独創的で新規性のある商品やサービス事業の新規取り扱いなどを含め、市場の開拓・拡大の推進により、収益力の向上に取り組んでおります。

③ 不採算事業の選別、事業性の判断

当社の既存事業のうち、将来の事業進捗等を鑑みて、手元資金も考慮した検証と見直しを行っており、現在の経営資源の選択と集中を図るため、収益を生み出すまでの事業に至っていないと判断されるものについては、撤退や事業売却も視野に入れて検討を進めてまいります。

2. 健全な財務基盤の構築

① 積極的な資金調達

当社において保有している在庫商品の販売により一定の資金確保を見込んでいるものの、更なる事業の発展を実施すべくエクイティファイナンスによる資金調達及びデッドファイナンスにおいても視野に入れて、幅広い

資金調達の準備、対応を進めております。

② 販売費及び一般管理費の見直しによる経費削減

当社は、経営効率の向上を目的として、顧問契約、業務委託契約等の各種契約について必要に応じた見直しを進めるとともに、経費の効率化に継続して取り組んでまいります。

これらの対応を踏まえ、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2025年9月30日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
② 発行済株式の総数 12,961,162株 (自己株式74,538株を除く。)
(注) 2025年8月4日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行により、発行済株の総数は、2,232,100株増加いたしました。
③ 当事業年度末の株主数 6,768名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
G F A 株式会社	1,113,700株	8.6%
楽天証券株式会社	624,200株	4.8%
日本証券金融株式会社	407,100株	3.1%
河合マーベン	400,000株	3.1%
株式会社SBI証券	388,212株	3.0%
内山成児	343,900株	2.7%
M T M Capital株式会社	268,200株	2.1%
株式会社FD	268,100株	2.1%
星山崇行	192,500株	1.5%
J P I W 合同会社	172,900株	1.3%

(注) 1. 持株比率は、自己株式(74,538株)を控除して計算しております。

2. 2025年9月1日付けでGFA株式会社よりabc株式会社に商号変更しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

	第13回新株予約権
発行決議日	2025年4月28日
新株予約権の数	2,064個（1個につき100株）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 206,400株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価額	1個あたり23,600円（1株当たり236円）
新株予約権の行使期間	2027年5月14日～ 2035年4月27日
行使の条件	権利行使時において従業員の地位・身分が維持されていること（注）1
割当先	当社執行役員及び従業員 35名

（注）1. その他の条件については新株予約権者と締結した「第13回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

③ その他新株予約権等の状況

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第14回新株予約権

2025年7月17日開催の取締役会決議に基づき発行した新株予約権。

新株予約権の数	100,805個（1個につき100株）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式 10,080,500株
新株予約権の払込金額	1個あたり322円
新株予約権の払込期日	2025年8月4日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株あたり248円
新株予約権の行使期間	2025年8月5日～ 2028年8月4日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
行使の条件	（注）1
割当先	Seycastle Singapore Pte.Ltd 70,564個 a b c 株式会社 30,241個 （注）2

（注）1. その他の条件については新株予約権者と締結した「第14回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

2. 2025年10月31日開催の取締役会の承認決議により、Seycastle Singapore Pte.Ltdは新株予約権の一部12,096個を株式会社FDに譲渡しております。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項（2025年9月30日現在）

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
川 倉 歩	代 表 取 締 役 社 長	
横 山 恵 一	取 締 役	管 理 部 長
佐 藤 立 哉	社 外 取 締 役	エスグランデ株式会社 代表取締役
市 橋 卓	取 締 役 (監査等委員)	O M M 法 律 事 務 所 パ 斯 株 式 会 社 監 査 等 委 員
杉 原 悠 介	取 締 役 (監査等委員)	弁 護 士 法 人 グ レ イ ス
大 原 多 鶴	取 締 役 (監査等委員)	株 式 会 社 GIG 監 査 役

- (注) 1. 取締役市橋卓氏、杉原悠介氏、大原多鶴氏及び佐藤立哉氏は、社外取締役であります。
 2. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定していません。
 3. 監査等委員市橋卓氏及び監査等委員杉原悠介氏は、弁護士の資格を有しております、専門的見地からの知識及び経験が豊富であります。監査等委員大原多鶴氏は、公認会計士の資格を有しております、専門的見地からの知識及び経験が豊富であります。
 4. 当社は取締役市橋卓氏、杉原悠介氏、大原多鶴氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 2024年12月24日開催の第41回定期株主総会終結の時をもって、任期満了により、中川宏氏、三橋信一郎氏及び武井保人氏は取締役（監査等委員である取締役を除く。）を退任いたしました。
 6. 2024年12月24日開催の第41回定期株主総会終結の時をもって、川眞田啓介氏は監査等委員である取締役を辞任いたしました。
 7. 社外取締役であった佐藤立哉氏は、一身上の都合により、2025年8月27日付けで取締役を辞任いたしました。

② 取締役の報酬等の額

1. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年10月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の報酬等の額については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役で区分し、それぞれ株主総会において承認された報酬総額の限度額内で、各取締役の果たすべき責務の評価・業績を勘案しながら取締役の報酬等の額及びその算定方法の決定に関する方針について原案を代表取締役が作成しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 報酬に関する基本方針

当社取締役の報酬は企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして

機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬によって構成する。

b. 基本報酬（金銭報酬）に関する方針

当社の取締役の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責に応じて、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映して総合的に決定する。

c. 業績連動報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

該当事項はありません。

d. 非金銭報酬等に関する方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、非金銭報酬として譲渡制限株式を付与するものとし、付与数は役位に応じて決定する。

e. 金銭報酬及び非金銭報酬等の割合の決定に関する方針

取締役報酬の構成割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種・業態の報酬水準を踏まえ、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とする。

f. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

金銭報酬の支給時期等については、決定された報酬額は年俸とし、その支給時期は株主総会において選任された日の翌月から任期満了の月まで、12カ月にわたって定期同額で月額報酬として支給する。一方、非金銭報酬の支給時期等については、取締役会の決定によるものとする。

g. 決定の全部又は一部の第三者への委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役にその具体的な内容の決定を委任するものとし、代表取締役は、当社の業績等も踏まえ、株主総会で承認された報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、実績等に応じて決定する。また、決定した個人別の報酬額については、代表取締役が監査等委員である取締役へ説明を行うものとする。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年12月26日開催の第40回定時株主総会において、年額60百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（監査等委員である取締役を除く。）です。また、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を図ることを目的として、2019年12月23日開催の第36回定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、年額30百万円の範囲

内で譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給する譲渡制限付株式報酬制度の導入について承認をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（監査等委員である取締役を除く。）です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年12月20日開催の第34回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度の報酬等の額につきましては、2024年12月24日開催の取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長の川倉歩氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の固定報酬の額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の実績評価を行うには代表取締役が最も適しているためであります。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、代表取締役と社外取締役との間で意見交換を行い、社外取締役から適切な関与・助言を得ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

4. 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等 の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象と なる 役員の 員数 (名)
		基本報酬	業績連 動報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	39,374 (3,450)	39,350 (3,450)	— (—)	24 (—)	6 (2)
監査等委員 (うち社外取締役)	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	— (—)	— (—)	4 (4)

(注) 1. 報酬等の額には、2024年12月23日開催の第41回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名及び監査等委員である取締役1名、2025年8月27日付けで辞任した社外取締役に対する報酬等の額を含めております。

2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

③ 社外役員に関する事項

1. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役佐藤立哉氏、社外取締役（監査等委員）市橋卓氏、社外取締役（監査等委員）杉原悠介氏、社外取締役（監査等委員）大原多鶴氏の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

2. 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	佐藤立哉	2024年12月24日の選任から2025年8月27日の辞任までに開催された取締役会17回のうち17回に出席しました。世界的に事業を展開するメーカーを含め、複数企業の要職を歴任された経験、また、企業経営者としての豊富な経験に基づいた監査・提言を行うなど、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。
社外取締役（監査等委員）	市橋卓	当事業年度において、開催された取締役会26回のうち26回に出席し、取締役会では議長を務めました。また、開催された監査等委員会12回のうち12回に出席しました。弁護士としての専門的見地から、適宜有益な意見を述べており、適切な助言及び提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。
社外取締役（監査等委員）	杉原悠介	当事業年度において、開催された取締役会26回のうち25回、監査等委員会12回のうち12回に出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜有益な意見を述べており、企業法務について客観的かつ適切な助言及び提言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしておりました。
社外取締役（監査等委員）	大原多鶴	2024年12月24日の選任以降に開催された20回のうち20回、監査等委員会10回のうち10回に出席し、公認会計士としての見地から当社の業務執行の監査等を行うとともに、議案審議等に必要な発言を適宜行っておりました。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、社外取締役佐藤立哉氏及び監査等委員である各取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額の範囲内で損害賠償責任を負うものとする契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、取締役、執行役員及びその他会社法上の重要な使用人を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険料は全額当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含む。）等に起因して、被保険者が被る損害賠償額が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者の故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 フロンティア監査法人

② 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。
2. 上記には当社の過年度訂正に係る監査業務に対する報酬9,500千円を含んでおります。
3. 監査等委員会は、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適切性等を確認し、監査時間及び報酬単価といった算出根拠や算定内容を精査した結果、当該報酬は相当、妥当であることを確認の上、報酬等を同意しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑤ 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人に会社法第340条第1項各号（下記）のいずれかに該当する事由が認められる場合は、監査等委員会が監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提案することいたします。

会社法第340条第1項各号

1. 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
2. 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
3. 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2017年12月20日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

会社法第399条の13第1項第1号、及び会社法施行規則第110条の4に定める「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制」(内部統制システム)の構築の基本方針は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

監査等委員会設置会社として取締役会の監督機能と監査等委員会の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保する。

そして、取締役会は、法令、定款及び「取締役会規程」に従いこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づく職務の執行で適法性を確保する。

また、監査等委員会は、法令、定款及び「監査等委員会規則」に基づき取締役の職務執行の監査を行う。

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「社員行動基準」、「コンプライアンス指針」、「コンプライアンス規程」、「リスク管理方針」、「リスク管理規程」及び「内部通報制度規程」など、リスク及びコンプライアンスに係る諸規程を周知徹底させることにより、法令遵守、企業倫理の確保に努める。

また、リスク及びコンプライアンスに関する重要事項を審議する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、月に1回開催する。

③ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」及び「I S M S 関連規程」に従って適切に保存・管理するとともに、取締役、監査等委員会、会計監査人が閲覧可能な状態を維持する。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に影響する重要事項の決定については、法令、定款、及び社内規程等に基づき、取締役会で厳正な審査を行う。

また、経営環境や事業の変化に応じたリスクの見直し及び低減策の検討等は、月に1回開催される「リスク・コンプライアンス委員会」に諮問し答申を得るものとしています。

- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　経営戦略及び業務執行に係る重要な意思決定を行うために、月1回開催される定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
　また、「取締役会規程」及び「組織及び業務分掌規程」などにより職務権限及び意思決定ルールを明確化し、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われる体制を確保する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
　監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮から独立した使用人を置くことができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な指揮命令を受けた場合はその指揮命令に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
　取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
　監査等委員である取締役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等重要会議に出席するとともに、決裁書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
　また、監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じ内部監査室に調査を求めることができる。
- ⑧ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
　「コンプライアンス規程」では、「内部通報制度」についても規定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人等のコンプライアンス違反を認識した場合には、「リスク・コンプライアンス委員会」に通報しなければならないと定めており、通報者が不利益を被らないように保護規定を設けている。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
　監査等委員である取締役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて会社の費用で法律・会計等の専門機関を活用することができる。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の主な概要は、以下のとおりであります。

(内部統制システム全般)

当社は、内部監査室が、内部統制システム全般の整備・運用状況について、全社的な内部統制の評価を行った上で、業務プロセスの評価、決算財務プロセス評価のモニタリングを行っております。また、内部監査室は、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施いたしました。

また、過去に発生した不適切な会計処理に関し、当社は内部統制およびガバナンス上の課題への対応を継続するとともに、組織全体の統制水準を一段と高める取り組みを進めております。さらに、再発防止策の実効性向上に向けて、今期も改善措置の着実な実施と運用状況の検証を進めるとともに、より高度な管理体制の構築を図るべく、抜本的な体制強化を引き続き推進しております。

(取締役会の開催状況)

取締役会は、業務執行取締役2名、社外取締役1名、監査等委員である社外取締役3名の合計6名で構成しており、定例取締役会として毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催し、経営方針等の重要事項を審議の上決定するとともに、各取締役の業務執行を監督するほか、業務執行状況等の報告を行いました。

また、議長は社外取締役が務め、意思決定を行う際の議事進行が事業推進に極端に偏ることや代表取締役による独断的な判断をするリスクのない体制としております。取締役会の開催は当事業年度においては、26回開催いたしました。なお、社外取締役1名は、2025年8月27日付けで辞任しております。

(監査等委員会の開催状況)

監査等委員会は、毎月1回開催し、監査等委員会で定めた年度監査計画に基づいて、取締役会その他重要な会議に出席したほか、監査等委員以外の取締役の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性や内部統制システムの構築・運営について監査を行いました。また、監査等委員会の開催は取締役会の直前にを行い、内部監査室から報告された事項から監査活動による検出事項等を事前に協議することで取締役会では実態に基づく指摘が可能な監査・監督機能が働く体制といたしました。監査等委員会の開催は当事業年度においては、12回開催いたしました。

(経営会議の開催状況)

経営会議は、毎月2回開催し、取締役会に上程する決議事項の内容を協議するほか、各事業部門の業務状況等の報告を行っております。

代表取締役、業務執行取締役、執行役員、各部門長、オブザーバーとして社外取締役及び内部監査室が出席しております。

(監査等委員である社外取締役の職務執行の状況)

監査等委員である社外取締役は、当社の代表取締役、取締役及び担当部門長等と適宜面談を実施いたしました。また、監査等委員会は、会計監査人との間で意見交換を実施し、さらに、内部監査室の行った「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」の実施状況を確認いたしました。

(反社会的勢力排除に対する取り組みの状況)

お客様との契約書等への暴力団排除条項の挿入をはじめとした取り組みを継続して実施いたしました。また、反社会的勢力に関する情報について、外部専門機関の情報も活用し、必要に応じて相手方が反社会的勢力であるか否かの確認を行いました。

(リスク管理体制)

当社は、経営陣が自らの姿勢を顧みることや、内部統制の仕組みや企業文化を客観的に認識するため、経営陣に対する牽制機能が働く適切なガバナンス体制を構築し、「社内の常識」と「世間の常識」の乖離を防ぐための一定の体制整備として、社外取締役、弁護士、公認会計士の外部有識者3名で構成されたリスク・コンプライアンス委員会を2024年5月に新たに設立し、毎月1回開催し、当事業年度においては15回開催いたしました。各部門から報告された各種リスクのレビュー及び継続的なモニタリングを行いました。

(コンプライアンス)

当社は、役職員に対して、定期的なコンプライアンスに関する研修を実施することにより、意識向上に取り組みました。また、社外にも内部通報窓口を設けることで、問題の早期発見、早期解決に取り組んでまいりました。

(内部監査)

2024年1月に新たに設置した内部監査室により、取締役会、経営会議、リスク・コンプライアンス委員会など重要会議体に全て参加するほか、週1回稟議書の確認を行い、リスクやコンプライアンス上の不備がないかの把握と各重要会議体への報告を行いました。また、今期は業務監査を実施し、業務運営の効率化やリスク管理体制の強化に努めました。これにより、健全で透明性の高い企業運営を推進しています。

(2) 会社の支配に関する基本方針

特記事項はありません。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,100,148	流動負債	670,565
現金及び預金	562,690	買掛金	19,120
電子記録債権	2,530	1年内返済予定の長期借入金	6,160
売掛金	60,262	未払金	16,430
商品	17,482	未払費用	10,393
仕掛け品	31,251	未払法人税等	17,879
前渡金	26,908	製品保証引当金	1,813
仮払金	374,329	前受金	15,526
前払費用	26,667	預り金	3,530
その他の 貸倒引当金	20 △1,995	仮受金	565,367
その他の 貸倒引当金	20 △1,995	賞与引当金	11,884
固定資産	292,386	その他の 貸倒引当金	2,458
有形固定資産	0	固定負債	4,270
建物	0	退職給付引当金	1,781
機械及び装置	0	繰延税金負債	2,489
工具、器具及び備品	0	負債合計	674,836
その他の 無形固定資産	0	株主資本	675,816
ソフトウエア	2,497	資本金	3,027,877
その他の 投資その他の資産	2,497	資本剰余金	1,640,543
長期前払費用	0	資本準備金	1,640,543
投資有価証券	253,804	利益剰余金	△3,880,627
関係会社株式	0	その他利益剰余金	△3,880,627
長期滞留債権	206,275	繰越利益剰余金	△3,880,627
その他の 貸倒引当金	29,312	自己株式	△111,977
資産合計	△206,275	評価・換算差額等	5,408
	1,392,535	その他有価証券評価差額金	5,408
		新株予約権	36,474
		純資産合計	717,698
		負債及び純資産合計	1,392,535

損益計算書

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

売 上 高		866,599
売 上 原 価		616,362
売 上 総 利 益		250,236
販売費及び一般管理費		660,620
営 業 損 失		410,383
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,166	
受 取 配 当 金	75	
受 取 手 数 料	486	
雜 収 入	2,511	
そ の 他	32	5,271
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	196	
支 払 手 数 料	20,724	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	14,616	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	2,129	
株 式 交 付 費	4,622	
そ の 他	436	42,726
経 常 損 失		447,838
特 別 利 益		
契 約 解 約 益	42,504	42,504
特 別 損 失		
減 損 損 失	15,196	
固 定 資 産 除 却 損	0	
特 別 調 査 費 用	5,361	
過 年 度 決 算 修 正 対 応 費 用	17,103	
契 約 解 約 損	25,410	
課 徵 金	65,070	
訴 訟 費 用	21,381	149,522
税 引 前 当 期 純 損 失		554,857
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		4,476
当 期 純 損 失		559,333

株主資本等 変動計算書

(2024年10月1日から2025年9月30日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					
	資本剰余金		利益剰余金			
	資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,777,882	1,390,548	1,390,548	△3,321,293	△3,321,293	
当期変動額						
新株の発行	249,995	249,995	249,995			
新株予約権の発行						
当期純損失(△)				△559,333	△559,333	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	249,995	249,995	249,995	△559,333	△559,333	
当期末残高	3,027,877	1,640,543	1,640,543	△3,880,627	△3,880,627	

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券	評価・換算差額金等合計		
当期首残高	△111,977	735,159	378	378	—	735,537
当期変動額						
新株の発行		499,990				499,990
新株予約権の発行					36,474	36,474
当期純損失(△)		△559,333				△559,333
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			5,030	5,030		5,030
当期変動額合計	—	△59,342	5,030	5,030	36,474	△17,838
当期末残高	△111,977	675,816	5,408	5,408	36,474	717,698

計算書類及びその附属明細書に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年11月21日

株式会社イメージワン
取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指 定 社 員 公認会計士 藤井 幸雄
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 酒井 俊輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イメージワンの2024年10月1日から2025年9月30日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2025年11月21日の取締役会において、2025年12月23日開催の第42回定時株主総会に、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について付議することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手順を立案し、実施する。監査手順の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手順を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年10月1日から2025年9月30までの第42期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘する事項は認められません。なお、当社の元代表取締役の不適切な金銭授受及び利益相反取引規制を潜脱するような行為並びに売上の計上に関する不適切な会計処理等の件に関しては、取締役は、財務報告に係る内部統制の重要性を十分認識し、当該不備を是正するため、第三者委員会の調査結果及び提言を踏まえ、改善措置を策定し、内部統制の整備・運用に取り組んでおります。監査等委員会は、改善措置の実施状況を含め、今後も継続する内部統制の整備・運用の状況について注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フロンティア監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月21日

株式会社イメージワン 監査等委員会

監査等委員 市橋 卓 
監査等委員 杉原 悠介 
監査等委員 大原 多鶴 

(注) 監査等委員市橋卓、同杉原悠介、同大原多鶴は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額3,880,627,189円を計上するに至っております。

つきましては、下記のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元（配当及び自己株式取得）を含む資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本議案は払戻を行わない無償減資であり、発行済株式総数を変更することなく、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様の保有株式数に影響を与えるものではありません。また、本議案は当社の純資産に変更を生じるものでもございません。

資本金及び資本準備金の額の減少の内容

1. 減少する資本金の額

1,936,101,074円

2. 減少する資本準備金の額

548,766,770円

3. 資本金及び資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日

2026年2月1日（予定）

剰余金の処分の内容

上記の資本金及び資本準備金の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えます。これにより、振替後の繰越利益剰余金の欠損額は1,395,759,345円となります。

1. 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金2,484,867,844円

2. 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金2,484,867,844円

3. 剰余金の処分がその効力を生ずる日

2026年2月1日（予定）

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の理由

当社は「ヘルスケアソリューション事業」及び「地球環境ソリューション事業」における新たな取組み及び拡充を柔軟かつ機動的に行えるように備えるため、現行の定款における第2条（目的）について一部追加、変更を行うものであります。

2. 定款変更案の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～26 （項文省略） 27 （項文省略） <新設>	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1～26 （現行どおり） 27 <u>医療、健康診断に関するコーディネイトサービス</u> 28 <u>蓄電池・蓄電設備・蓄電システム・予備電源・再生可能エネルギーに関わる施設・設備の企画、開発、製造、販売、設置及び保守ならびにこれらに関するコンサルティング</u> 29 <u>発電事業、電力の販売業及びそれらの代理店業</u> 30 前各号に関連ならびに付帯する一切の業務

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額改定の件

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年12月26日開催の第40回定期株主総会において年額60百万円以内（うち社外取締役分10百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。なお、当該定期株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名（うち、社外取締役1名）です。

今般、当社は、取締役に対し、持続的成長と更なる利益追求による企業価値向上のため、取締役のより一層の意欲的な活動を企図し、金銭報酬の総額を年額120百万円（うち社外取締役分20百万円以内。）以内に改定させていただきたく存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、今後の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して2025年11月21日開催の取締役会にて決定しており、相当であるものと判断しております。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。

なお、第4号議案（取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件）が原案のとおり承認可決されると、金銭報酬の対象となる取締役の員数は6名（うち社外取締役は2名）となります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、今後の事業拡大を含めた経営体制の一層の強化を図るため、取締役2名、社外取締役2名を増員し、改めて取締役（監査等委員である取締役を除き、社外取締役を含む。）6名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選任にあたっては、独立社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会への諮問・答申を経ております。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	かわ　くら　あゆむ 川　倉　歩 (1969年3月1日生) [再任]	1994年4月 株式会社因幡電機製作所 入社 2008年4月 株式会社Golden Spoon Japan 入社 2013年2月 株式会社ジェンス 代表取締役 2018年12月 当社 取締役 2023年9月 当社 代表取締役社長（現任）	9,606株
2	よこ　やま　けい　いち 横　山　惠　一 (1964年12月2日生) [再任]	1987年4月 株式会社アシスト 入社 1992年2月 マイクロソフト株式会社 入社 Word 日本語版 テストリーダー 1997年11月 同社 Office ファミリー日本語版 製品マネージャー 1999年7月 同社 はがきスタジオ製品開発マネージャー 2001年6月 同社 InterConnect プログラムマネージャー兼テストマネージャー 2007年4月 同社 Share Point テストマネージャー 2010年8月 株式会社オプティム 入社 開発本部ディレクター 2012年3月 同社 Special Mission Division ディレクター・執行役員 2018年7月 同社 経営管理本部 ディレクター 2023年1月 当社入社 IR広報・情報システムグループ 統括マネージャー 2024年12月 当社 執行役員 管理部長 2025年4月 当社 取締役 管理部長（現任）	一株

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	つ　　だ　　よし　ゆき 津田由行 (1969年8月6日生) [新任]	<p>1992年4月 東京リコー株式会社 入社</p> <p>1996年9月 株式会社穴吹工務店 入社</p> <p>2006年3月 株式会社やすらぎ 入社</p> <p>2006年11月 株式会社エイティック 入社 経理部長</p> <p>2007年7月 ステラ・グループ株式会社 入社</p> <p>2010年6月 ステラ・グループ株式会社 代表取締役</p> <p>2010年6月 株式会社プロジェクトホールディングス 取締役</p> <p>2010年6月 オーエー・システム・プラザ株式会社 取締役</p> <p>2012年9月 一和宏有限公司（台湾） 入社</p> <p>2020年1月 GFA株式会社（現abc株式会社） 入社（現職）</p> <p>2020年2月 アトリエブックアンドベッド株式会社 監査役（現任）</p> <p>2020年2月 株式会社CAMELOT 監査役（現任）</p> <p>2020年6月 GFA CAPITAL 株式会社（現 abc CAPITAL株式会社） 取締役</p> <p>2021年5月 ガルビ就労支援サービス株式会社 監査役</p> <p>2021年7月 プレスフィア株式会社 監査役（現任）</p> <p>2021年8月 Total Foods株式会社 代表取締役（現任）</p> <p>2022年11月 株式会社エピソワ 監査役</p> <p>2022年11月 株式会社フィフティーワン 監査役</p> <p>2023年4月 クレーンゲームジャパン株式会社 監査役（現任）</p> <p>2024年4月 株式会社TOE 代表取締役（現任）</p> <p>2025年2月 株式会社エムワン 監査役（現任）</p> <p>2025年3月 当社 執行役員（現任）</p> <p>2025年4月 株式会社クラフトコーポレーション 監査役</p> <p>2025年6月 GFA CAPITAL 株式会社（現 abc CAPITAL株式会社） 監査役（現任）</p> <p>2025年7月 AI Nyan株式会社 監査役（現任）</p>	一株
4	すず　き　まさ　し 鈴木政司 (1975年2月24日生) [新任]	<p>1999年10月 國悅電氣工事（現株式会社FD） 創業</p> <p>2001年10月 同社 設立 取締役</p> <p>2007年2月 同社 代表取締役（現任）</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
5	宮崎和彦 <small>みや ざき かず ひこ (1971年1月28日生) [新任][社外][独立]</small>	1999年2月 インターキュー株式会社 入社(現GMOインターネット株式会社) 2002年4月 同社 社長室長 2004年8月 株式会社テレコムオンライン 代表取締役社長 2004年9月 インターキュー株式会社 営業統括本部長 2006年1月 同社 メディア営業統括本部長 2006年3月 同社 取締役メディア営業統括本部長 2008年6月 同社 常務取締役営業部門統括 2009年1月 同社 常務取締役営業本部長 2009年3月 同社 専務取締役営業本部長 2015年3月 GMOくまポン株式会社 取締役会長		一株
6	保津章一 <small>ほ づ しょう いち (1971年4月25日生) [新任][社外][独立]</small>	1994年10月 CTI社 設立 代表取締役 1997年10月 日本（東京）にて中国・香港に進出する日本企業のコンサルティング業務に従事 2004年7月 株式会社コミュニケーションデザインシステムズ 設立 代表取締役 2018年2月 JCインベストメント株式会社 設立 代表取締役（現任） 2023年6月 株式会社VOLT 共同設立 取締役（現任）		一株

- (注) 1. 津田由行氏は当社の筆頭株主であるabc株式会社に所属し、また、その子会社であるTotal Foods株式会社の代表取締役、abc CAPITAL株式会社の監査役、プレソフィア株式会社 監査役などを務めております。
 鈴木政司氏は当社の大株主である株式会社FDの代表取締役を務めております。
2. 宮崎和彦氏及び保津章一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 宮崎和彦氏は、インターネット関連事業を幅広く展開する企業において、要職を歴任され、グループ各社の経営や事業拡大に大きく貢献されてまいりました。また、企業経営者として培われた経営感覚と高い見識は、当社の事業領域においての経営監督及び取締役会での有効な助言に資するものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 保津章一氏は、複数の企業を設立し、代表取締役として経営に携わるなど、豊富な起業・経営経験を有しております。また、中国・香港を中心に海外進出支援やオフショア開発事業を展開し、国際的なビジネス展開にも深い知見を有しており、これらの経験を通じて培われた高い経営感覚と国際的視野は、当社の事業領域においての経営監督及び取締役会での助言に大いに寄与するものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 宮崎和彦氏及び保津章一氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第1項及び当社定款第28条第2項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を両氏と締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。各取締役候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
7. 「所有する当社の株式の数」については、役員持株会における持分を含めております。
8. 当社は、宮崎和彦氏及び保津章一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	おお たに りゅう せい 大 谷 龍 生 (1983年7月15日生) [新任][社外][独立]	2011年12月 弁護士登録（東京弁護士会） 2011年12月 日比谷見附法律事務所アソシエイト弁護士 2017年1月 日比谷見附法律事務所パートナー弁護士（現任） 2024年3月 ベジクル株式会社 監査役（社外・非常勤）	一株
2	さ さ き たけ お 佐々木 健郎 (1982年8月14日生) [新任][社外][独立]	2005年2月 株式会社さくら綜合事務所 入社 2010年2月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2011年9月 公認会計士 登録 2013年12月 税理士 登録 2014年1月 株式会社マネージポート会計事務所 代表取締役（現任） 2023年6月 日本製麻株式会社 監査等委員（現任）	一株
3	た なか のり ゆき 田 中 紀 行 (1977年8月29日生) [新任][社外][独立]	2005年10月 弁護士登録（第一東京弁護士会）外立総合法律事務所 入所 2010年10月 港国際東京法律事務所（現弁護士法人港国際法律事務所）入所 2010年12月 弁護士法人港国際グループ東京事務所（現弁護士法人港国際法律事務所東京事務所）所長 2014年7月 株式会社PRTIMES 社外監査役 2017年5月 株式会社News TV 社外監査役 2017年6月 GFA株式会社（現abc株式会社） 社外監査役 2017年9月 GFA CAPITAL 株式会社（現abc CAPITAL株式会社） 社外監査役 2019年6月 一般財団法人日本製薬医学会評議員（現任） 2022年7月 株式会社TRIAD 社外監査役 2024年12月 アクセルマーク株式会社 社外取締役（現任） 2025年1月 法律事務所SAIL 所長（現任） 2025年3月 ピクセルカンパニーズ株式会社 社外取締役（現任） 2025年4月 株式会社TRIAD 社外取締役（現任）	一株

- (注) 1. 大谷龍生氏、佐々木健郎氏並びに田中紀行氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
2. 大谷龍生氏は、弁護士としての専門的な見識を当社の監査体制に生かしていただくために、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 佐々木健郎氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり、経営全般的な監視と有効な助言をいただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 田中紀行氏は、弁護士としての専門的な知見及び経験を有することから、経営の監督とチェック機能の観点から適切な指導・助言をいただくことを期待し、社外取締役として

- 選任をお願いするものであります。
5. 大谷龍生氏、佐々木健郎氏並びに田中紀行氏とは、監査等委員である取締役候補者3名の選任が承認された場合に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を各氏と締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。監査等委員である取締役候補者3名の選任が承認されると、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
 7. 各監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する事後交付型業績連動型株式報酬制度導入の件

当社の取締役の金銭報酬の額は、2023年12月26日開催の第40回定時株主総会において、年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、年額120百万円（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とすることにつき、本株主総会にてご承認をお願いする予定です。また、2019年12月23日開催の第36回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度の導入につき、ご承認いただいております。

今般、取締役に当社の企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の当社の取締役の報酬額とは別枠にて、対象取締役に対し、事後交付型業績連動型株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット、以下「本制度」といいます。）の付与のための報酬の限度額を新たに設定することにつき本定時株主総会にてご承認をお願いするものです。

当社が、本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は年200,000株以内、支給する金銭報酬債権の額は3事業年度の合計で年100百万円以内といたします。

本定時株主総会では当該報酬枠の枠内で、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

なお、本制度の対象となる対象取締役への具体的な交付の時期及び内容については、その上限額の範囲内にて、以下に定める内容に従い、当社の取締役会において決定することといたします。

当社の現在の取締役は2名（うち社外取締役0名）であります。第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役は6名（うち社外取締役2名）となります。

1. 本制度の概要

(1) 付与対象者

当社の取締役（社外取締役及び、監査等委員を含みません。）

(2) 評価期間

1年間から3年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」といいます。）とします。なお、当初の評価期間は、2025年10月1日から2026年9月30日までの1事業年度とします。

(3) 評価基準及び付与株式数の決定

本制度は、当社の取締役会において、対象取締役ごとに設定した基準となる株式数、評価期間及び業績評価指標をあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて、対象取締役の報酬等として当社普通株式を付与する業績連動型の報酬制度です。本制度は業績評価指標の達成度合いに応じて、後記の報酬等の上限の範囲内で当社普通株式を交付するものであり、本制度の導入時点では、各対象取締役に対してこれらを交付するか否か並びに交付する株式数はいずれも確定しておりません。

なお、当初の業績評価指標は、当社株式の時価総額とすることを予定しておりますが、当初の評価期間終了後も、本議案で承認を受けた範囲内で、本制度の実施を継続できるものといたします。

2. 本制度における報酬等の内容

(1) 本制度における報酬等の支給方法

当社は、対象取締役に対し、対象取締役が割当てを受ける株式数に、割当てを受ける当社普通株式の払込金額を乗じることにより算定された額の金銭報酬債権を支給し、各対象取締役による当該金銭債権の現物出資と引換えに、各対象取締役に当社普通株式を割り当てます。なお、割当てを受ける当社普通株式の払込金額は、当該割当ての決定に係る取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直前取引日の終値。）を基礎として対象取締役に特に有利とならない範囲で当社取締役会が決定した額といたします。

なお、対象取締役が死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社の取締役又は従業員その他当社取締役会の定める地位を退任した場合、新たに当社の取締役会の定める地位に就任した場合、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合、その他当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、必要に応じて、当社の取締役会において合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の株式を交付し、又は、当該交付に代えて、当該株式に相当する額として当社の取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものといたします。

(2) 本制度における報酬等の上限

当社が本制度に基づき対象取締役に交付する株式数は合計年200,000株以内、支給する金銭報酬債権の額は3事業年度の合計で年100百万円以内といたします。

(3) 本制度に基づく報酬等を受ける権利の喪失事由

対象取締役は、当社取締役会において定める一定の非違行為、当社取締役会において定める一定の理由による退任等がある場合は、本制度に基づく報酬等を受ける権利を喪失することといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（3）の定めにかかわらず、当社は、算定期間開始後に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、上記の上限枠の範囲内で、当社取締役会の決議により、最終交付株式数のうち合理的に定める数の当社普通株式（又は当該株式に代えて合理的に定める額の金銭）を支給することができるものとします。

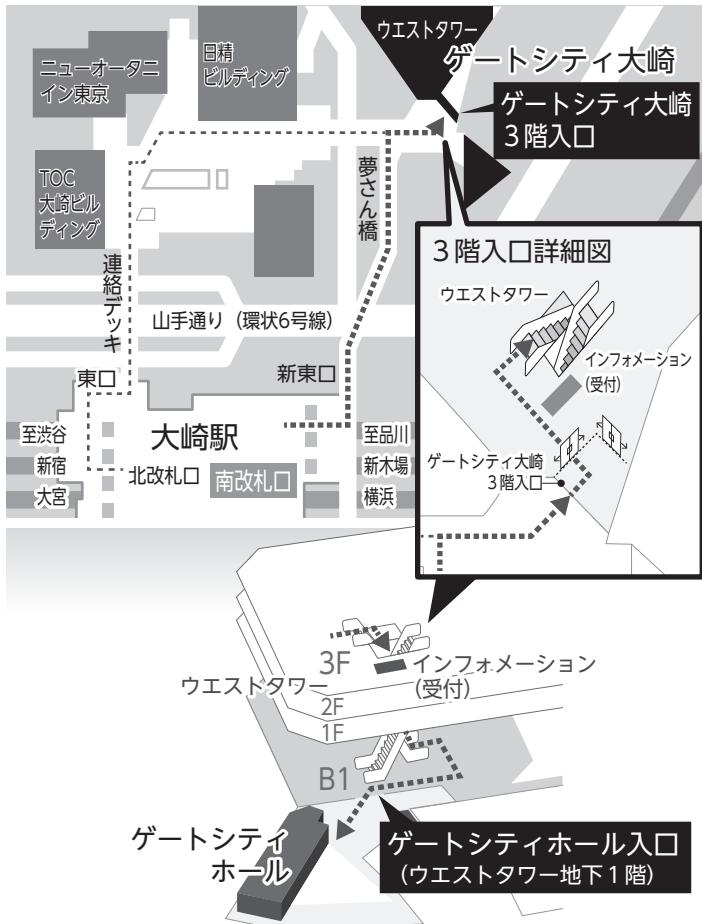
(5) 株式の併合・分割等による調整

本制度に基づく株式の交付又は金銭の支給までに、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減する場合は、併合・分割の比率を乗じて本制度の算定に係る株式数を調整します。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場： 東京都品川区大崎 1-11-1 ゲートシティ大崎
ゲートシティホール ルームA
(ウエストタワー地下1階)
TEL (03) 5496-5311



●交通機関

JR山手線・湘南新宿ライン・埼京線・りんかい線
「大崎駅」南口改札（新東口）：徒歩1分

本総会ではお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。